

【多久市教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	1, 262	1, 216	1, 195	1, 175	1, 155
② 予備機を含む整備上限台数	1, 451	1, 398	0	0	0
③ 整備台数（予備機除く）	0	1, 216	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1, 216	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	102%	103%	105%
⑥ 予備機整備台数	0	182	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	182	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	15%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入

（端末の整備・更新の考え方）

多久市立の義務教育学校 3 校を対象とし、令和 2 年度に GIGA スクール構想第 1 期で整備した端末 1, 312 台について令和 7 年度に更新を行う。令和 7 年度に整備する計画台数は、当該年度の推定される児童生徒数に 15%の予備機を加えたものとする。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：1, 312 台

○処分方法：端末納入業者に依頼するものとし、文部科学省等が令和 5 年 10 月 26 日付けで発出した事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」を踏まえ、適切に対応できる体制であることの提示を求める。

<想定される体制の例>

- ・小型家電リサイクル法認定事業者等による適正な処分を取れる体制
- ・端末データ消去の証明書を提出できる体制
- ・データ消去等については最低限 NIST-SP800-88 の基準に則った体制

○端末のデータの消去方法

・納入業者が回収後、データ消去、リユース、リサイクル又は廃棄を適切に実施することを求め、各種報告書、証明書の提出を求める。

○スケジュール（予定）

- ・令和 7 年 11 月 新規導入端末の使用開始
- ・令和 7 年 12 月 使用済み端末の納入業者への引き渡し